

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた 取組方針の見直しについて

《 見直し内容の概要 》

○安芸高田市移管に伴う見直し

安芸高田市が令和6年度に西部建設事務所から北部建設事務所へ移管されたことに伴い、取組方針の策定の趣旨と地域の状況の修正を行います。また、人口の修正については、他ブロックについても時点修正を行います。【西西、西東、北部】

○取組状況の変化に伴う見直し

取組状況が変化した下記の内容を取組方針へ反映させます。

- ・排水ポンプ車の廃止（東部1台）【西西、西東、北部】
- ・河川監視用カメラの増設【西西、西東、北部】
- ・計画の見直しに伴う計画の名称変更【西東、北部】
- ・災害復旧事業の完了時期の変更【西西】
- ・洪水浸水想定区域図の作成・周知の完了【西西、西東、北部】
- ・ダム施設強化の内容変更【西西】

I 取組方針の策定の趣旨について

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.53)』

本県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開しているところであり、こうした河川での洪水に備え、県管理の一級河川指定区間と二級河川を対象に、平成29年1月、広島県、広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）を設置し（令和6年4月に安芸高田市は北部建設事務所管内へ移管）、減災のための目標を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

『北部建設事務所管内(P.29)』

本県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開しているところであり、こうした河川での洪水に備え、県管理の一級河川指定区間と二級河川を対象に、平成29年2月、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）を設置し（令和6年6月に安芸高田市が西部建設事務所管内から移管）、減災のための目標を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

Ⅱ 地域の状況等について

※人口は広島県統計課「令和5年度 市区町別人口、世帯数及び人口増減（年報）」より算出

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.54)』

当協議会の所管区域は、広島県西部に位置する広島市、大竹市、廿日市市、~~安芸高田市~~、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町及び北広島町の4市6町、面積は約2,637km²、人口は約148万人です。

この区域は大部分が山地で、中国山地に源を発した太田川水系、小瀬川水系と八幡川水系、瀬野川水系その他の二級河川が瀬戸内海に注ぎ、これらの下流域に人口が集中し、市街地が形成されています。~~また、江の川水系が県境を越え島根県から日本海に注ぐなど、~~河川数は100河川、河川延長は約677kmとなっています。

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.24)』

当協議会の所管区域は、広島県中央部に位置する呉市、竹原市、東広島市及び大崎上島町3市1町で、面積は約1,150km²、人口は約43万人です。

『北部建設事務所管内(P.30)』

当協議会の所管区域は、広島県北部に位置する三次市、庄原市及び安芸高田市の3市で、面積は約2,562km²、人口は約10万人です。

この区域は中国地方のほぼ中央に位置し、大部分が山地を占めています。三次市及び庄原市の中心部に盆地が形成されており、中国地方最大の河川である一級河川江の川上流域の大部分は高田高原に属し、三次盆地において馬洗川・西城川と合流し、さらに神野瀬川などを併せて西流し、島根県を経て日本海へ注いでいます。また、一級河川高梁川が、庄原市東部から岡山県を経て瀬戸内海へ注ぐなど、河川数は167、河川延長は約953kmとなっています。

Ⅲ これまでの主な取組状況について

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.55)』
『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.25)』
『北部建設事務所管内(P.31)』

(排水ポンプ車の配備)

排水ポンプ車は、災害時の浸水被害への対策として有効な防災機材であり、西部建設事務所（1台）、東部建設事務所（1台）及び東部建設事務所三原支所（1台）に加えて、令和5年4月に西部建設事務所呉支所へ1台、北部建設事務所へ1台を配備しました。県内各市町や建設事務所からの要請に対応するため、国とも連携して、緊急時の全県的な応援派遣に対応しています。

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.57)』
『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.27)』
『北部建設事務所管内(P.33)』

(河川監視用カメラの設置)

平成30年7月豪雨により浸水被害が発生した河川や、人口・資産が集中する河川（水位周知河川等）を中心に設置しており、令和5年度には35ヶ所を増設し、現在では158ヶ所で運用しています。

VI 概ね5年間で実施する主な取組

(1) 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.31)』(修正)
『北部建設事務所管内(P.38)』

- ① 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- ・ 県が管理する一級河川(指定区間)及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画2021」に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.61)』(修正)

- ① 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- ・ 平成30年7月豪雨により甚大な浸水被害のあった三篠川において河川災害復旧助成事業を実施。
(実施時期) H30～R6

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.61)』(削除)
『北部建設事務所管内(P.38)』(追加)

- ① 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- ・ 令和3年8月豪雨により甚大な浸水被害のあった多治比川において浸水対策重点緊急事業を実施。

VI 概ね5年間で実施する主な取組

(1) 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.61)』(修正)

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.31)』(修正)

『北部建設事務所管内(P.38)』(修正)

- ③ 洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知
- ・ 中小河川における洪水浸水想定区域図を作成し、ホームページ等への掲載により公表。~~【令和3年度から順次作成・公表】~~

(3) 浸水を早く解消するための排水対策

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.64)』(修正)

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.34)』(修正)

『北部建設事務所管内(P.41)』(修正)

- ① 排水ポンプ車の運用
- ・ 国と県で連携して排水ポンプ車の全県的な運用を実施。(県有排水ポンプ車：西部1台、呉支所1台、東部1台、三原支所1台、北部1台)

(4) 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.64)』(修正)

- ② 施設の強化
- ・ 長寿命化計画に基づき、老朽化したダム管理用設備(電気通信設備)を順次更新。